

利用者負担金について

要介護度	利用者負担金		
1	約 22,380 円		
2	約 24,455 円	居住費	食費
3	約 26,687 円	<1,970円×日数>	<1,380円×日数>
4	約 28,761 円	月額 約 61,000 円	月額 約 43,000 円
5	約 30,836 円		

※上記金額は、31日換算で計算しております。

※2割負担の方の利用者負担金は、上記金額の約2倍となります(居住費・食費は除く)。

※必要に応じて法令に基づいた加算費用が、別途利用者負担金に加算されます

※利用者負担金とは別に「居住費(ユニット型個室料金)」と「食費」が必要となります。

※「食費」は、1日あたり1,380円(朝食330円、昼食550円、夕食500円)となります。

食事提供の前日13時までの申し出によりキャンセルが可能です。

所得に応じて、「居住費」「食費」の負担額が軽減される制度があります。

【利用者負担第1段階】

- ・生活保護受給者の方
- ・住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者の方

	利用者負担金	+	居住費	+	食費
			<820円×日数>		<300円×日数>
(負担上限)	(上記表の通り)		(約 25,000 円)		(約 10,000 円)

【利用者負担第2段階】

- ・住民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万以下の方

	利用者負担金	+	居住費	+	食費
			<820円×日数>		<390円×日数>
(負担上限)	(上記表の通り)		(約 25,000 円)		(約 12,000 円)

【利用者負担第3段階】

- ・住民税世帯非課税で、利用者負担第2段階以外の方

	利用者負担金	+	居住費	+	食費
			<1,310円×日数>		<650円×日数>
(負担上限)	(上記表の通り)		(約 40,000 円)		(約 20,000 円)

「高額介護サービス費」「高額介護合算療養費」という、介護負担費を収入に応じ一部払い戻す制度もあります。詳しくは住所地の区役所介護保険係までお問い合わせください。